

みんなで作る まちづくり

J ながる つひろ るが SO

～市民協働スタートブック～ Ver.1



常総市

はじめに

常総市の活動目的は、市民協働のまちづくり推進条例に記載されている市民の望む将来像である「明るく住みよい、生き生きとした地域社会を築き、美しい自然に恵まれた、健康的な環境を次の世代へ引き継ぐこと」を実現するため、様々なサービスを提供することです。

これまで、そういった公に関する多くのことに、市民が主体的に関わることは少なく、もっぱら行政が担うものと考えられてきました。

しかし、社会経済情勢の変化に伴って個々の価値観や生活様式が大きく変化したことで、法令や予算に基づき公平・均一的なサービス提供を基本とする行政では、様々な課題や要望に対し十分に対応することが困難になってきています。

全ての課題や多様化・複雑化したニーズに応えることが、納税者に対する行政の役目と思われがちですが、逆に業務拡大（行政依存）を生み、無駄や非効率を生じさせ、市民の皆様が望むスリムな行政の姿とはかけ離れたものになってしまいます。

また、地方分権の進展によって自らの決定と責任の範囲が拡大し、特色あるまちづくりが求められています。行政は公平・均一的が基本ですが、自分たちの住むまちのことは、自らが決め、実現していく、市民が自ら市民サービスの担い手となることで、まちが活性化するとともに、そこに人間関係が生まれ、豊かなコミュニティをつくりだし、特色あるまちづくりができるのではないのでしょうか。

現在、このような行政の抱える課題を解決し、より良いまちづくりを推進していくため、地域社会を構成し、地域のことを最も理解している一人ひとりの市民、市民が構成員でもある市民活動団体や事業者が、行政と相互の理解と信頼に基づき、それぞれの特性を生かしながら、協働していくことが必要とされています。

市民の皆様には、私たち行政にはない多様性や柔軟性、先駆性、専門性などの特性を活かし、個別的なニーズや新しい社会的課題への対応など多様な公共サービスを提供することができるものと認識しております。

このスタートブックを読んだ方が、今一度、自分たちの住んでいる地域のあり方を考え、生きがいを持ち、いきいきと暮らし、愛着の持てるまちを実現するため、協働の一步を踏み出せるものと信じています。そして、一人から二人、三人…と目的を共有できる仲間と一緒に活動し、公共サービスの一翼を担う団体活動へと発展し、対等なパートナーとして行政と共に住みやすいまち常総市を実現させましょう。

平成24年4月

目次

～今、なぜ協働するのか～	1
--------------	---

第1部 市民協働の基本的事項

1 協働っていったい何？	7
2 協働ってホントに必要？	8
3 誰が協働するの？	9
4 協働で注意することは？	10
5 協働性を高めるためには？	11
6 協働に適した活動領域は？	12
7 どんなことが協働になるの？	13
8 どうすすめる？市民協働！	14
9 協働に興味を持ったら・・・	15
10 協働したい！でもどうやって？	16

第2部 市民協働の先進事例

1 石岡市まちかど情報センター	17
2 土浦市生きがい対応型デイサービス 悠遊庵「さんぽみち」	18
3 牛久市高齢者移送サービスモデル事業	19
4 コミュニティスクール「習志野市立秋津小学校」	20

第3部 市民協働のアクションプラン

市民協働の重点推進事項	21
パートナーと行政が進める具体的な施策	
施策1 協働に対する理解を深める	22
施策2 市民への情報公開と発信を進める	23
施策3 人材の育成・交流を進める	24
施策4 協働の推進体制を整備する	25

資料

常総市市民協働マニュアル策定委員会設置要綱	26
常総市市民協働マニュアル策定委員名簿，会議経過	27

私の協働宣言 ～編集後記に代えて～	28
-------------------	----

あなたはどんなまちに住みたいですか？

“子どもたちにとって住みやすいまち” “高齢者や障がい者が住みやすいまち”
“安全・安心なまち” “農業や商業が盛んなまち” “ゴミのないきれいなまち”…

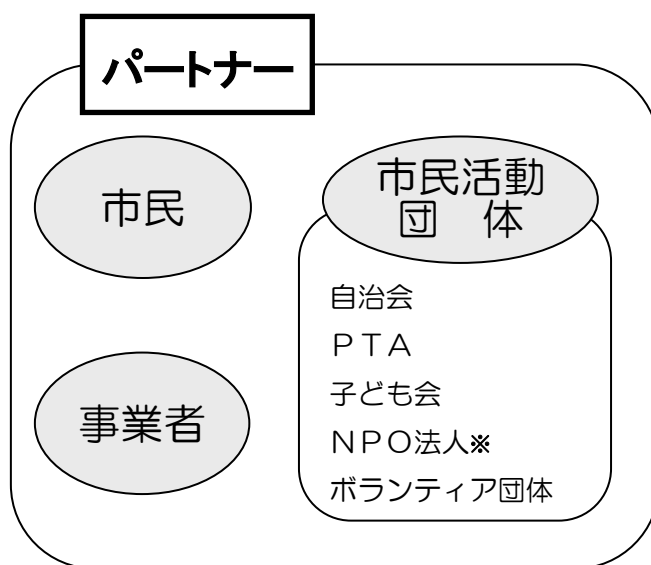
その想いは、ひとそれぞれ。

もちろん、常総市にとっても全部大切なこと。

あなたの望む常総市にするため、知恵を貸してください。

一緒により良い常総市を創りましょう。

同じ想いを共有するとき、あなたは『**パートナー**』です。



このスタートブックにおける用語について

このスタートブックで記載されているパートナーとは、常総市市民協働のまちづくり推進条例第2条の第3号から第5号までに記載する、市民、市民活動団体、事業者を指しています。

また、市民活動団体とは、自治会や青少年育成団体(PTA・子ども会等)、NPO 法人、ボランティア団体等、幅広い分野での活動団体を指しています。

※ NPOとは **Non Profit Organization** の略語で利益を目的としない組織のことで、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。

「非営利」とは、団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動に充てることを意味していて、収益を上げることが制限するものではありません。

<コラム> 非営利≠無償

非営利とは、全て無償で活動を行うということではありません。活動で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の事業へ費やすということです。そのため、有償で実施される事業やサービスの提供もあります。また、団体には有給で働くスタッフがいる場合もあります。

～ 今、なぜ協働するのか ～

そもそも何で協働するのかしら？



1 市民活動が盛んになっています

時代の変化に伴い、市民が必要とするサービスが行政の枠を超えつつあります。それら地域の公共的課題の解決は、自治区やNPO法人、ボランティアの方たちによって支えられています。

常総市でも、約 1,500 の団体が様々な分野で「専門性」や「熱意」、「アイデア」を活かしながら活動しています。

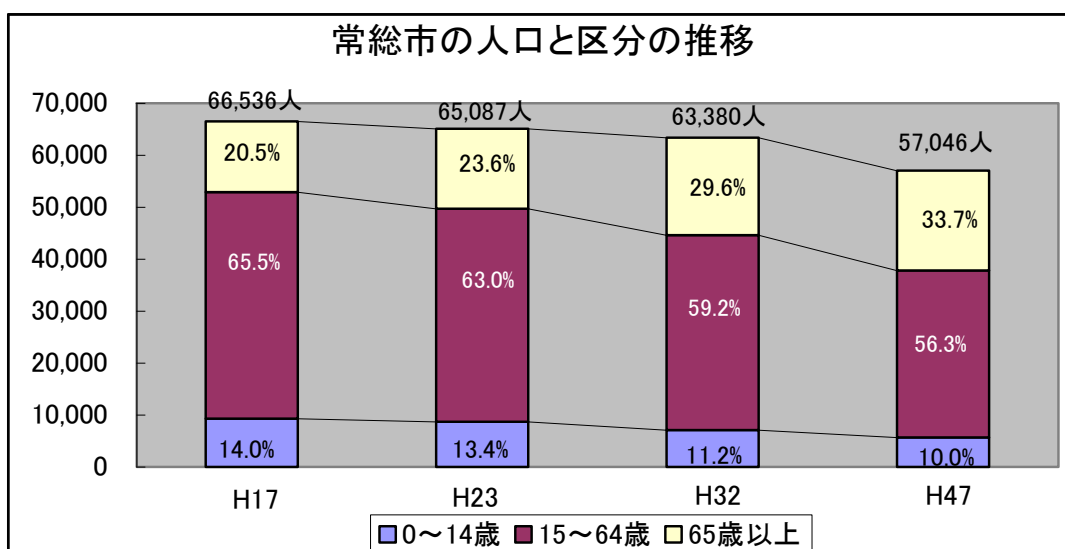
常総市分野別市民活動団体数一覧

子供の健全育成	434	交通安全・防犯活動	359	まちづくり	296
環境保全	279	美化運動	276	災害救援活動	274
スポーツ	271	生涯学習	256	文化・芸術	226
福祉	108	男女共同参画	37	経済活動の活性化	34
人権擁護・平和	9	保健・医療	7	ボランティア	6
他団体への助言・援助	4	国際協力	3	その他	64
				合計(延べ団体数)	2,943 団体
				平成 21 年 2 月 現在	1,532 団体

2 人口構造が大きく変化しています

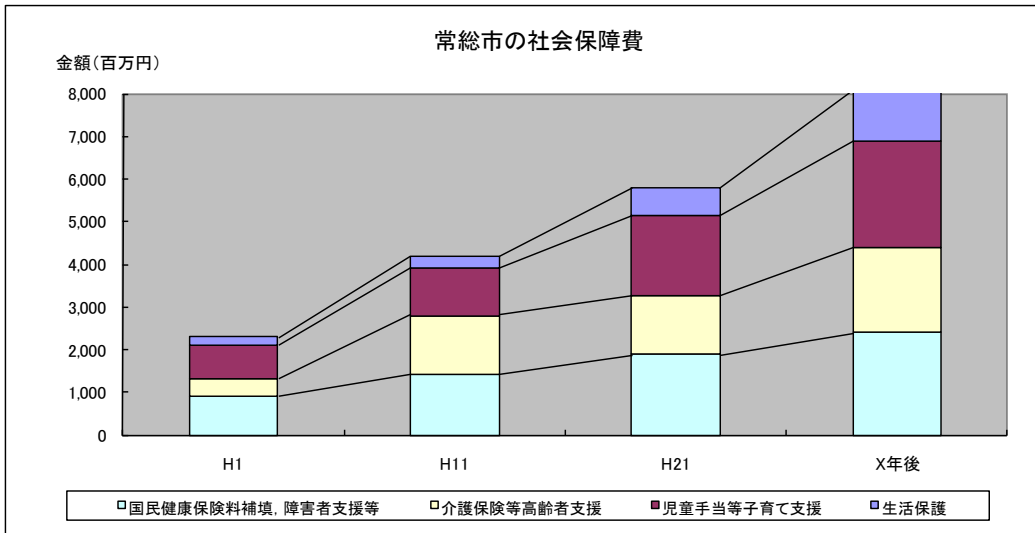
平成 47 年度には人口が 1 割減少し、少子高齢化がより進みます。

現在は、約 3 人で 1 人の高齢者を支えています。平成 47 年度には約 2 人で 1 人を、将来的には 1 人で 1 人を支えていかななくてはなりません。



3 社会保障費が増大しています

少子高齢化の進展により、高齢者や子育てに関わる支出は年々増えています。また、経済状況の悪化やモラルの低下に伴い、国民健康保険料に対する税金の補填や生活保護費が増加しており、社会保障費全体の増加に歯止めがかかりません。

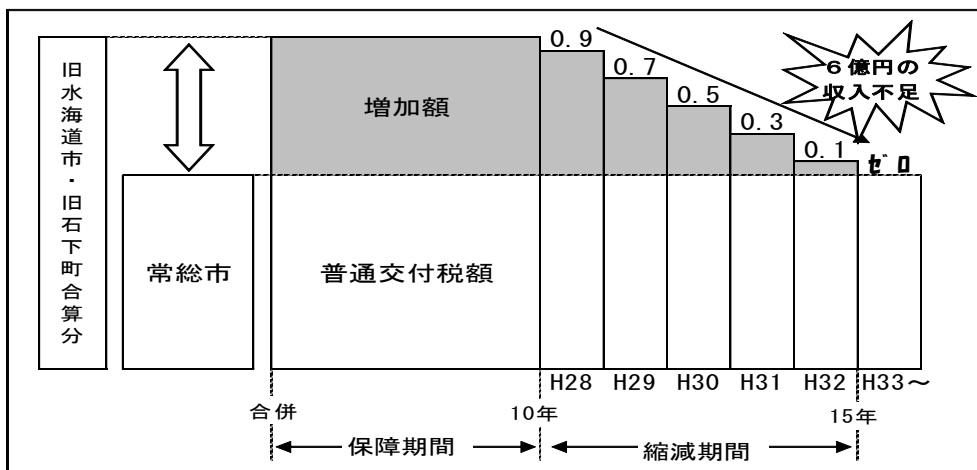


4 市に入ってくるお金が不足します

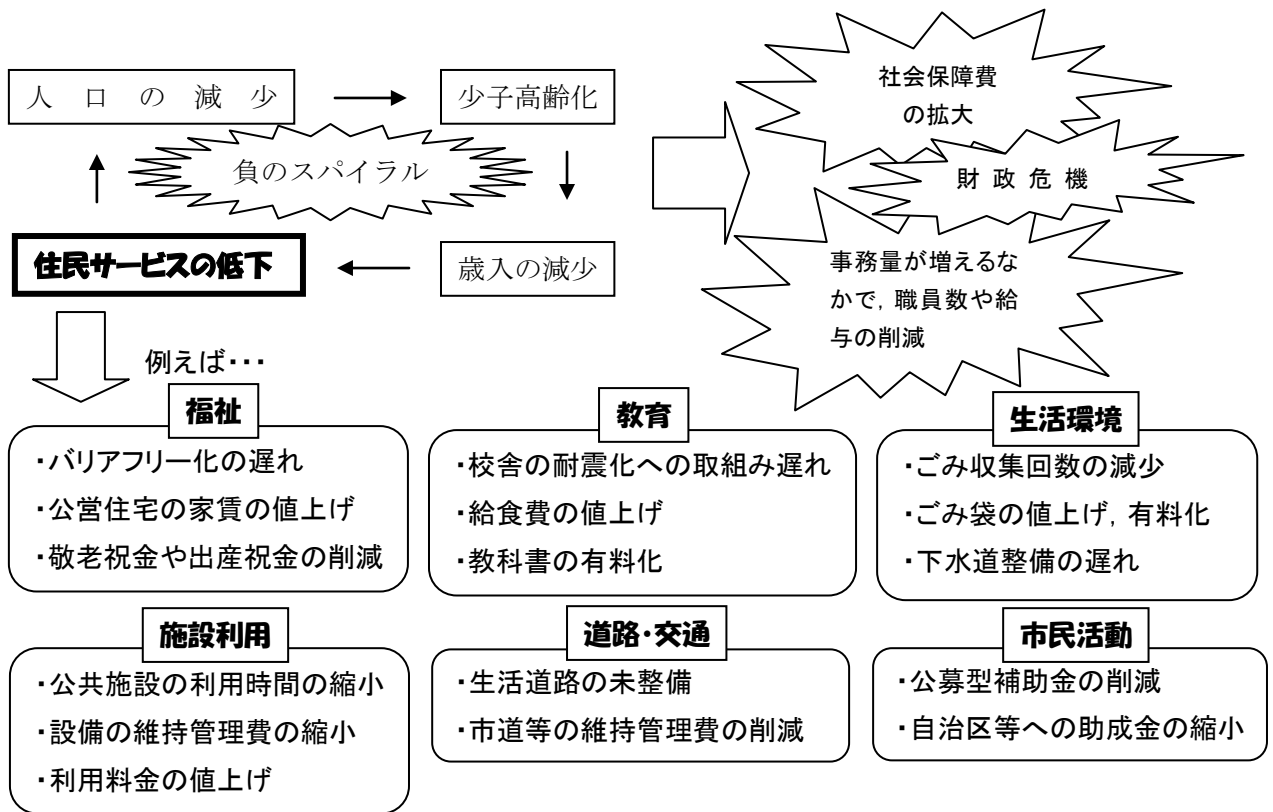
常総市は、国から普通交付税というお金の支援を受けています。水海道市と石下町が合併したことにより、合併算定替という恩恵を受け、本来よりも約6億円多く交付されていますが、平成33年からは恩恵が無くなることが明らかです。また、マスコミの報道にもあるように、国の財政運営は危機的状況にあり、いつ普通交付税が減額されてもおかしくない状況です。

さらには、高齢化に伴う住民税の減、地方の衰退に伴う固定資産税の減が予想され、様々なサービスを行うための財源が不足します。

普通交付税収入の推移



このままだと…



このままじゃ、生活しにくいね



それなら、常総市も市民も一緒に知恵と力を出し合い、互いに支えあえば、市民サービスの低下にはならなさそうね。
市民と常総市が協働すれば、暮らしやすいまちになるはずだわ。



確かにそうだね。
ところで今の「協働」って言葉、聞きなれないけど、一体どういうこと？



「協働」って
市民と常総市が一緒にまちづくりをすること
なんだよ。
どんなことが「協働」なのか、どうやって「協働」するのか、これから一緒に見ていこう！



いったい何を協働するの？

パートナーと常総市、それぞれの困っていることが一致した場合に、その課題解決のため役割分担を行い、連携して取り組むことが協働であり、次のようなことが考えられます。

パートナーの困っていること（願い）	行政の困っていること（課題）	理由
【教育】 子どもたちの安全な登下校 子どもたちの居場所確保	【教育】 通学路の安全確保、放課後の居場所確保、放課後子ども教室等での協力員確保、いじめ・不登校対策等	・行政、学校の対応には細部まで目を配れない ・PTAの協力にも限界がある
【福祉】 独居老人・要援護者等の見守り体制	【福祉】 災害時要援護者の支援対策	・行政だけでは人員的に限りがある
【道路・都市整備】 安全快適な道路 使いやすい公園	【道路・都市整備】 迅速な道路補修、公園や街路樹の管理、沿道の草刈	・行政の対応では予算と人員に限りがあり、時間もかかる
【産業】 身近な商店の減少、大型商業施設がない 農業の後継者不足	【産業】 商店街の活性化、空き家・空き店舗のリユース 農業後継者の高齢化・不足	・大型商業施設の立地は企業次第 ・商店街の衰退化 ・農業は常総市における主要産業の一つ
【安全安心】 放射能対策、避難場所の確保 家族との連絡体制 窃盗対策	【安全安心】 緊急時における市民と行政の連絡体制 教育施設等の除染作業、消防団員の確保、	・放射能対策（除染作業）は喫緊の課題 ・日頃からの個人、家庭、地域での協力がなければ実現は不可能
【イベント】 賑わいの創出のためにはイベントが必要	【イベント】 行政主導のイベントが多い イベントに伴う動員で人件費が支出される	・個人や地域が主体となったやる気のあるイベントに注力しないと、真の賑わいは創出されない
【生活環境】 不法投棄されない環境づくり 居宅周辺環境美化	【生活環境】 不法投棄されない環境づくり 側溝清掃・草刈り・ごみ拾い	・行政では対応が遅れ、業者に依頼すると費用面で市民への負担が増す
【その他】 同じ考え趣味を持った人と知り合いたい 公共施設を自由に使いたい	【その他】 市民団体の発足・育成、人材発掘と人材育成、公共施設（公民館等）の管理運営、ご近所付き合いの再生、徴収率の向上、選挙投票率の向上、情報の拡充、文化財や地域に残る習慣の伝承	・高齢化を踏まえ、様々な市民が各々の活動を行い、生きがいをもってもらうことが必要 ・モラルの低下防止、助け合い精神の醸成のためにも、ご近所づきあいは大切



地域のために、アイデアを生かしませんか。
一人では無理なことでも、地域みんなが知恵を出し合い力を合わせれば実現するかもしれません。

＜コラム＞ 協働のきっかけ

常総市では、「子どもたちのために安全な未来を」という思いが広がり、PTA、学校、行政がつながり協働で学校の除染作業が実施されました。

《下へ》

協働する目的	パートナーのできること	行政のできること	具体的事例
【教育】 ◎児童見守り組織の実現 ◎学童クラブの充実	[きっかけは：子どもが好き] ・登下校時間の見守り，立哨活動	・防災無線での呼びかけ ・学校の開放	小中学校区ごとの見守り活動
【福祉】 ◎迅速で個々に対応した支援	[きっかけは：個人情報より命] ・日常における近所付き合い	・要援護者情報の提供 ・庁内で横断的な組織の編成	自治区長，民生委員等へ情報提供
【道路・都市整備】 ◎細部に渡る生活道路の整備 ◎安全できれいな公園の提供	[きっかけは：いつも使っている] ・運動場の整備 ・簡単な舗装作業	・整備道具の貸出 ・舗装材料の提供	公園・運動場の団体による管理
【産業】 ◎人の集う商店街の実現 ◎農業の後継者不足の解消	[きっかけは：市の活性化] ・企画，アイデアの提供 ・空き家の提供 ・農地の貸出し	・担当部署の設置と支援 ・観光情報の発信 ・農業体験の実施	商工会青年部による「常コン」の開催
【安全安心】 ◎放射能対策は全市的な問題 ◎緊急時における迅速な連絡体制の整備	[きっかけは：子どもの安全] ・正しい情報の把握と自己防衛 ・避難場所の確認 ・日常における近所付き合い	・除染に必要な情報，重機，人員の提供 ・避難訓練の計画，実施	PTA，学校，行政が連携し実施した除染作業
【イベント】 ◎市民主体となることで，イベントの自主性・継続性が保たれる	[きっかけは：日本人との交流] ・企画，運営 ・ボランティアスタッフへの応募	・公用財産の貸出 ・ボランティアスタッフの公募	ブラジル人学校によるフェスタジュニナの開催
【生活環境】 ◎快適な住環境の実現	[きっかけは：きれいな街の実現] ・簡単な除草作業，側溝清掃	・整備道具の貸出	自治会等によるゴミ拾い
【その他】 ◎市民活動の活発化 ◎真に住みやすいまちの実現	・協働に関する意識の改革，向上 ・行政への積極参加 ・地域コミュニティの活性化に向けたアイデアの提供 ・政策提言（アドボカシー）	・自治区への加入促進 ・地域コミュニティの活性化に向けた講座，研修の実施 ・市民活動センターの設置 ・人材バンクの設置	自治会の統合による基盤強化，元気のみなもと補助金の活用

《つづき》

協働のきっかけは何でもかまいません。社会貢献なんていう大げさなものでなくてもかまいません。子どものために，地域のために，知恵を出すことでも，汗を出すことでもかまいません。

あなたができる身近なことが，また一つ笑顔を生み出すでしょう。

協働するとどうなる？

様々な分野で公共サービスの維持・向上が期待できます。協働することで、パートナーにとっても、常総市にとっても相乗効果が発揮され、みんなが住みやすいまちの実現につながります。

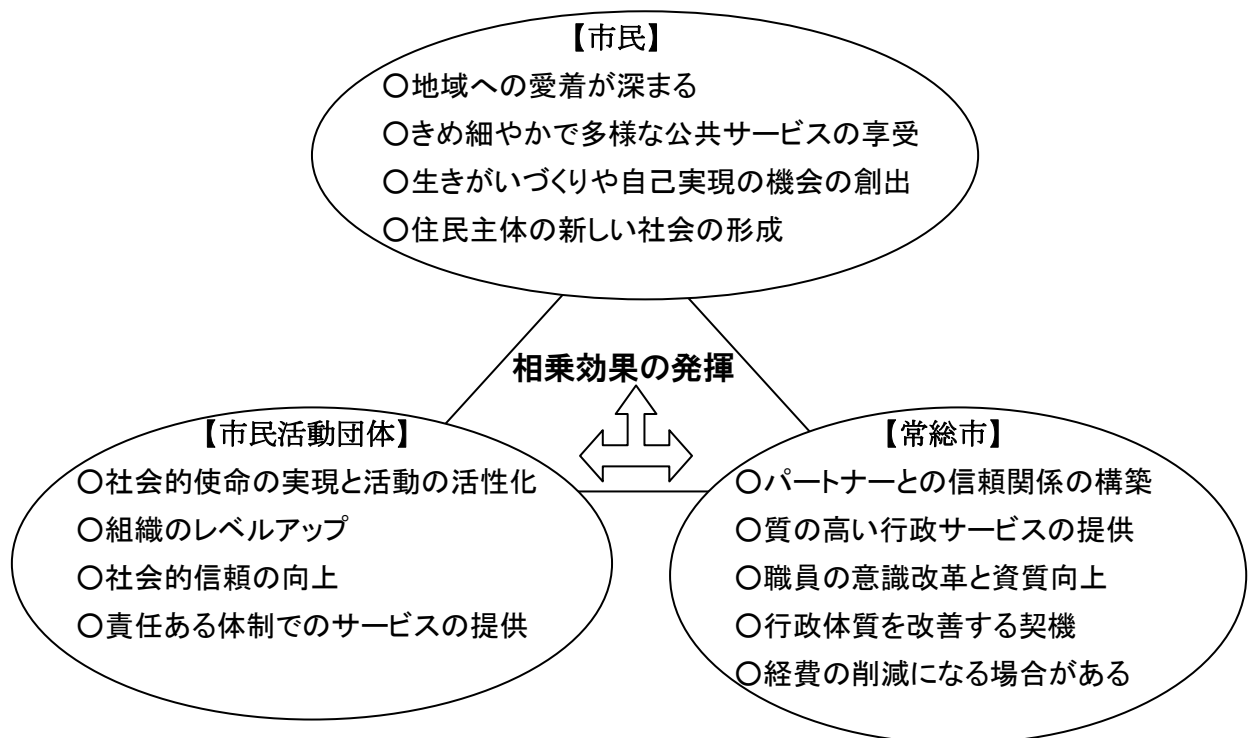
常総市の未来予想(一例)

- 【教育】 小学校登下校における地域協力での送迎の実現
- 【福祉】 高齢者見守りネットワークの実現
- 【多文化共生】 広報誌等行政文書の多言語化
- 【道路・交通】 細部に渡る生活道路の整備, 移送サービスの実現
- 【産業】 農業担い手の増加と質の良い農産物の提供
- 【生活環境】 緑地や公園が保全され, 安全できれいなまちの実現
- 【施設利用】 利用時間の延長や設備の充実, 身近な「たまり場」の設立



みんなが住みやすいまち 常総市の実現

協働の効果のイメージ



協働すると、
人も地域も行政も
笑顔になるんだね



第1部 市民協働の基本的事項

市民協働の定義

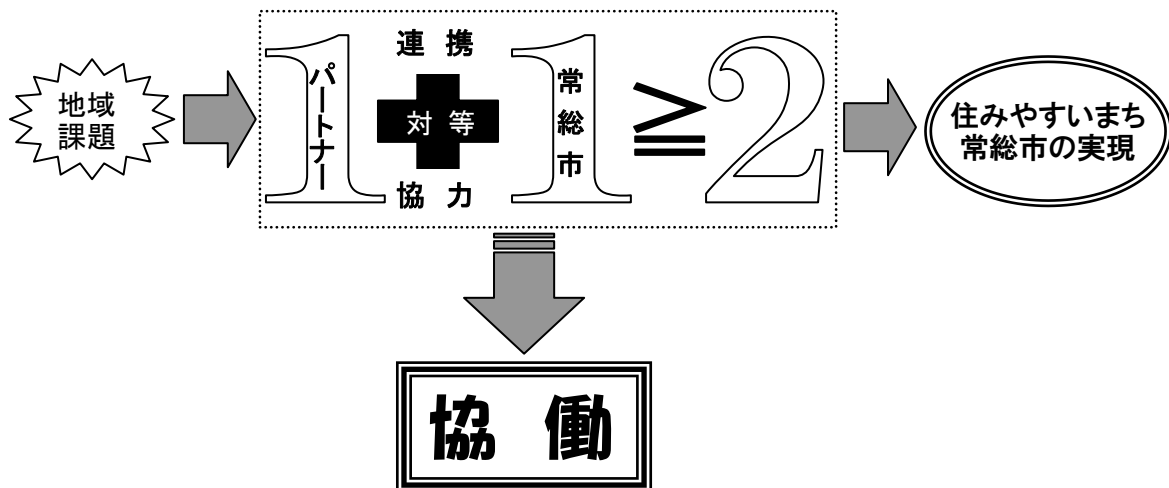
1 協働っていったい何？



一言で表すと、「パートナーと常総市が一緒にまちづくりをすること」です。

これでは漠然としたイメージになってしまいますのでもう少し説明を加えると、「住みやすいまち常総市の実現に向け、パートナーと市が対等な立場のもと、連携・協力することで、公益的な価値を相乗的に生み出すこと」になります。つまり、パートナーと常総市が市民の利益・成果のために力を出し合うことが協働です。

具体的には、自分が住んだり通ったりしているまちが、どういうまちだったらいいかなあということ、そこに住んでいる人や会社やボランティア団体、そして行政のみんなを考えて、みんなで協力して行動していくことです。



【協働のススメ①】 協働はキャッチボール

協働とキャッチボールは似たところが多く見られます。

- ・互いが向き合うこと
- ・ボールを止めずに相手に投げ続けること
- ・相手が捕れるようなボールを投げること

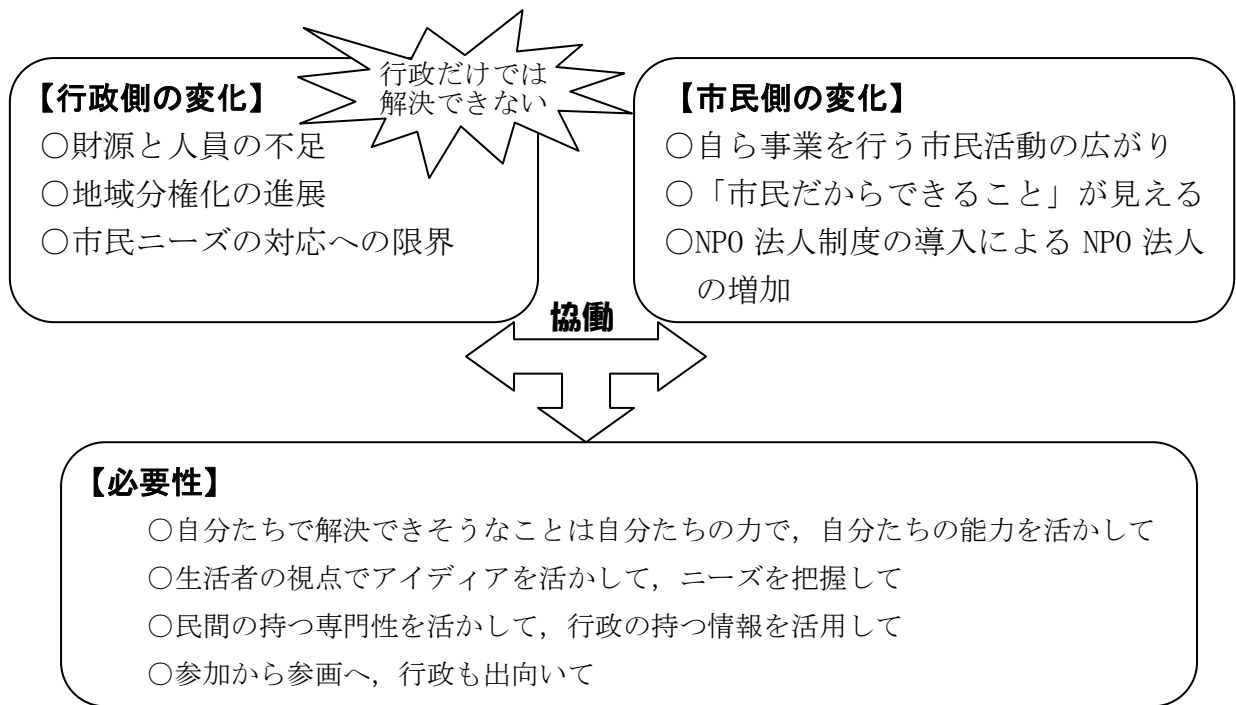
これらの原点にあり一番大切なのは、「対話」です。

対話をするために互いに向き合い、対話をしながらボールを投げることで信頼が生まれます。オモイをカタチにするために、まずはボールを投げてください。



2 協働ってホントに必要？

パートナーだけでも、常総市だけでも解決できない課題が増える一方、財政事情も厳しくなっています。そこで、パートナーによる行政への積極的な参画と参加、そしてアイデアの提供により、課題が解決されるものと考えられます。



【協働のススメ②】はじめの一步

協働って、聞きなれない言葉だし、大々的にやらなきゃならなさそうだし、なんだか面倒臭い！

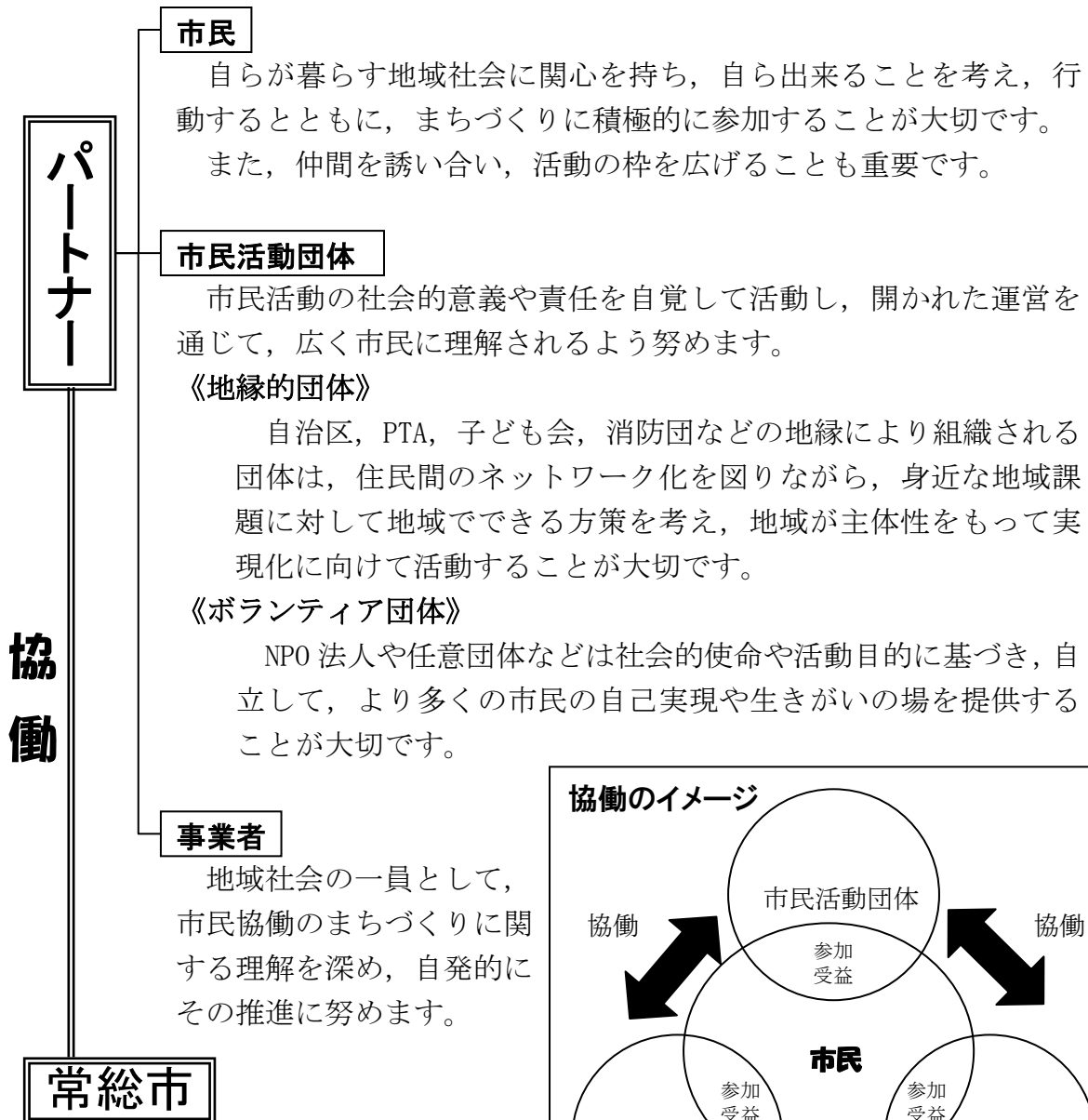
でも、あなたの身近なところでも協働が起きています。例えば、ゴミの集積所。設置したのは常総市ですが、きれいに保っているのは自治会の皆様。常総市の目指す、安全安心なまちづくり。その役割を担っているのは、地域の防犯パトロール団体の皆様。他にも、様々な場面で常総市だけでは出来ないことを、パートナーの皆様の知恵と力で解決、向上しています。

まずは、はじめの一步をふみ出して、出来ることから一緒に始めましょう。

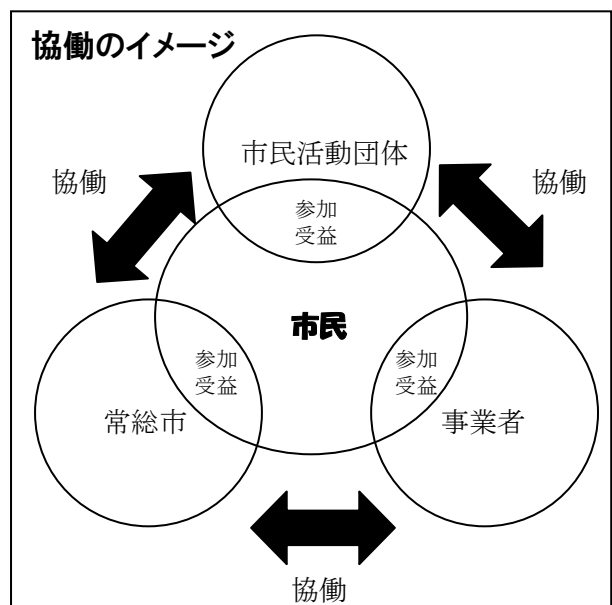


3 誰が協働するの？

協働のまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりを始め、様々な団体がパートナーとして機動性や先駆性、専門性、柔軟性など、それぞれの得意分野や強みを生かし、積極的に参加し、役割を果たすことが重要です。



パートナーの参加を得て、市民協働のまちづくりを推進するための施策を実施する。また市民協働のまちづくりが活発に行われるための環境の整備を図るとともに、事業内容等について、積極的に公表し、市民に対する説明責任を果たす。





4 協働で注意することは？

- ①自己確立の原則 自分の組織の目的、強み、弱みを自覚しましょう。
- ②相互理解の原則 互いの特性（長所や短所）を理解し、尊重し合いましょ。
- ③共通目的の原則 協働する目的と協働で達成すべき目標を共有しましょ。
- ④対等な関係の原則 互いに対等な関係のもと、提案し合い、成果も責任も共有しましょ。
- ⑤公開の原則 協働相手の選定や事業内容について、透明性を確保し、情報の公開を行い、説明責任を果たしましょ。
- ⑥自主性の原則 互いの活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解しましょ。
- ⑦時限性の原則 目標の達成または未達成によって関係を終了することを明確にしましょ。
- ⑧役割と責任の明確化 役割分担と責任を十分に協議し、文書化して明確にしましょ。

<コラム> 協働の目的は経費削減？

3ページの負のスパイラルを見ると、住民サービス低下の要因の一つは、市の財政状況の悪化であることがわかります。そのため、経費削減を目的に「協働」が必要なのだと思われるかもしれません。確かに、協働で公共を担うことで、経費が削減される側面もあります。

しかし本来の目的は、市民の満足度を向上させること、そして自分たちのまちに関心を持ち、自分たちでまちをよくしていこうという意識を育み、行動することです。行政のお手伝いをするだけでなく、パートナーの持つ知恵や経験、技術を活かし、自分たちの住むまちをより良くすることが協働のあるべき姿です。



5 協働性を高めるためには？

- ①主体性 その事業は本当に（主体的に）やりたいですか。
⇒ **単独でもやれますか？**
- ②分担性 協働する必要性がありますか。
⇒ **相手に求めるものがありますか？**
- ③改革性 事業は本当に有効ですか。
⇒ **このままの事業でよいですか？**
- ④目的性 誰のために、どんな成果をもとめますか。
⇒ **ゴールは明確ですか？**
- ⑤自律性 協働しても、自分の組織の自律性は維持できますか。
⇒ **外部依存体質にならないといえますか？**

<コラム> 協働は目的ではなく手段

協働すること自体は目的ではなく、パートナーと行政のやりたいことが合致した場合に、その共通の目的を実現するための手段にすぎません。協議した結果、共通の目的が見出せない場合や、実施手法等に合意できない場合には無理に行う必要はありません。

市民に頼まれたから行うもの、市民だけにやってもらうこと、企業へのアウトソーシング(外注)や下請けは本来の協働ではありません。

また、パートナーも常総市も市民のために協働するのであり、決して自分たちの利益のため、市役所のために協働するものではありません。



6 協働に適した活動領域は？

市民の活動領域		協働領域			行政の活動領域
A	B	C	D	E	
市民の責任と主体性により市民が独自に自立して行うもの	市民が主体性を持って行い常総市が協力（支援）して取り組むもの	市民と常総市がアイデアや資源を出し、共に実行するもの	常総市が主体性を持ち、市民団体が参加、協力して取り組むもの	常総市の責任と主体性により行政独自に行うもの	
（例） ・市民活動団体主催事業	（例） ・補助金 ・助成金 ・後援	（例） ・共催 ・実行委員会 ・事業協力	（例） ・業務委託 ・指定管理者 ・企画立案への参画	（例） ・許認可 ・監督指導	

<コラム> 協働と新しい公共

～「新しい公共」とは「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの協働の場～

今まで行政だけが担っていた「公共」は、「協働」という言葉とともに「新しい公共」として浸透してきています。

公共サービスの向上や地域課題の解決に向け、パートナーと常総市が協働し、力を合わせることが、新しい公共そのものです。

そして、協働の仕組みを構築することこそが、「新しい公共」を実現するうえで重要な鍵となるものと考えられます。



7 どんなことが協働になるの？

形態	内容	効果	具体的事例
補助金 助成金	公益性のある事業に対して、財政的な支援を行う協働形態です。	市民活動団体の活動の幅や可能性が広がります。	「元気のみなもと補助金」の交付
後援	常総市が趣旨に賛同する事業に対し、名義の使用が認められます。	事業の社会的信用が高まると同時に、事業への市民の理解が深まります。	関東鉄道(株)が行う常総線沿線ウォーキング大会への後援
共催	それぞれが主催者となって共同で一つの事業を行う協働形態です。	企画段階からの協働が可能となり、話し合いを多く重ねることで、相互理解が深まり、市民活動団体と常総市の信頼関係を築くことが出来ます。	(社)水海道青年会議所との市民討議会の開催
実行委員会	市民活動団体、事業者、常総市などが実行委員会を構成し、主催者となり事業を行う協働形態です。		商工会を事務局とし、常総市等が参画する常総きぬ川花火大会実行委員会
事業協力	対等な関係のもと、お互いの特性を生かし、役割、経費、責任の分担を明確にしたうえで協力する協働形態です。	お互いの特性が発揮できると同時に、対等な立場で協議することで、目的の共有化が図れます。	石油業組合や飲料水メーカー、日用品を取扱う大型店舗などとの災害時応援協定の締結
業務委託	常総市が責任を持って担う事業をより効果的に実施するため、委託する協働形態です。	市民活動団体の持つ専門性や柔軟性が発揮されやすく、きめ細やかで多様なサービスが提供できます。	特定非営利活動法人あうんの会への地域活動支援センターの業務委託
指定管理者	市民活動団体が公共施設の管理・運営を行う協働形態です。		社会福祉協議会による心身障害者福祉センターの指定管理
企画立案への参画	常総市が主催する各種委員会等の構成員として、市民の参画を求める協働形態です。	行政施策に多くの市民の意見を反映させることが可能となります。	常総市総合計画策定市民委員会など各委員会への市民の参画
アダプト制度 (※)	市民活動団体が公共施設の「里親」となり美化活動などを行い、常総市は物品の支給などを行う協働形態です。	市民一人ひとりの美化意識が向上するとともに、まちづくりに対する自覚が生まれ、意識が向上します。	スポーツ少年団による豊岡球場、天満球場、小貝球場の管理

(※)身近な公共空間である道路、河川、公園等において、市民の皆様ボランティアにより清掃、除草等の美化活動を行っていただき、市がその活動を支援する維持管理制度



8 どうすすめる？市民協働！

1 協働に対する理解を深める（市民と行政の意識改革）

当市には、まだまだ「まちづくりは行政の責務」との意識が強く残っており、「自分たちの地域は自分たちで創り、住みやすいまちづくりのため、身の回りのできることから行動しよう」という意識は広まっていません。行政内部でも、「まちづくりは行政の責務」との意識から脱却はできておらず、積極的な広報・広聴意識もまだまだ不足しています。

そのため、市民と行政の双方が、協働に対する理解と意識の向上を図るための研修会や講演会に参加し、これまでの意識を改め、誰もが協働の担い手になり得るよう裾野を広げましょう。

2 自主的な広報・広聴を進める

情報化社会の進展により、得られる情報は口頭や文書だけではなく、インターネットにも数多く存在します。案内を待つだけではなく、能動的に情報収集を行い、地域や団体間で情報を共有し、まちづくりへの参画や活動基盤を強化しましょう。加えて、自らの情報も積極的に広報し、市内での認知を広め、仲間を増やすなど、担い手の基盤強化に努めましょう。

行政も、協働を求める事業や助成金情報等、所有する情報をホームページや広報誌等様々な媒体で発信し、パートナーが活動しやすい環境を整えましょう。

3 人材の育成・交流を進める

自分たちと異なる分野で活動されている方々と話すことで、新たな考え方を学んだり、活動分野を広げたり、仲間を増やすことができるため、様々な方々と知り合う機会を自ら探し、作り、参加することは大切です。また、活動するだけでなく、組織の活動を支える事務も重要な部分であることから、書類の作成の仕方や会計処理の方法に関する説明会等にも、積極的に参加し、総合的な人材の育成を図りましょう。

行政も、市民と行政という垣根を作らず、対等な立場で意見交換会等を実施し、パートナーとの対話を通じ、ニーズ・課題を把握するとともに、公平・公正な立場で人材の育成や交流を支援、指導しましょう。

4 協働の推進体制を整備する

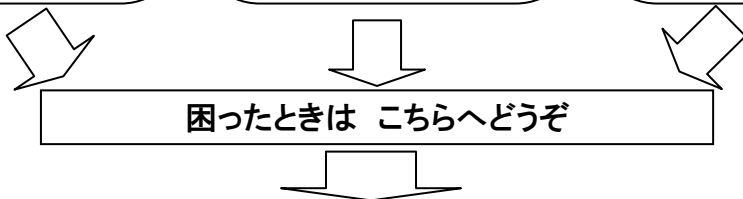
パートナーは、自分たちの地域は自分たちで創り、住みやすいまちづくりのため、身の回りのできることをするだけでなく、行政の公募する各種委員会等への参加、意見交換会等への参加、提案等により、行政と接点を持ち、行政課題やニーズを把握しましょう。行政も、パートナーが相談や提案をしやすい環境づくりをしましょう。

<参考> 茨城県におけるNPO法人数

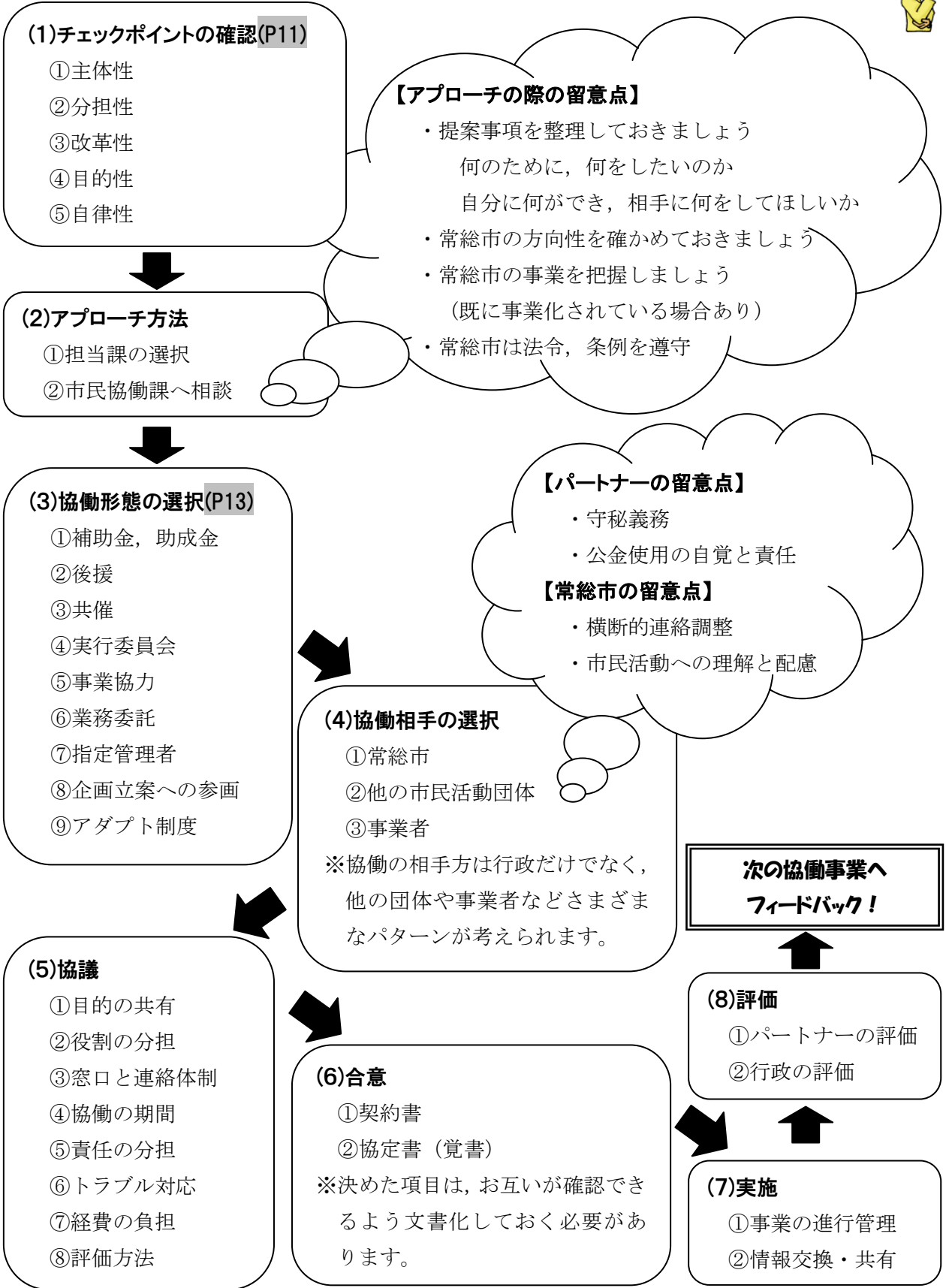
NPO法人数が多ければ、必ずしも市民活動が盛んに行われているわけではありませんが、協働の担い手として期待できるNPO法人は、協働を推進するために、増えていくことが望ましいと考えています。

1	水戸市	103	21	常総市	7	21	結城市	7
2	つくば市	86	21	坂東市	7	21	常陸太田市	7
3	取手市	27	21	下妻市	7	21	稲敷市	7

(H23.5.31現在 法人数順 単位:法人)



<p>常総市役所 市民協働課</p> <p>業務時間: 8:30~17:15 閉庁日: 毎週土・日, 祝日 年未年始(12/29~1/3)</p> <p>住所: 〒303-8501 常総市水海道諏訪町 3222 番地 3</p> <p>電話: 0297-23-2111(代) F A X: 0297-23-8864 H P: http://www.city.joso.lg.jp/ E-mail: shiminkyodo@city.joso.lg.jp</p>	<p>私たち市民協働課は, パートナーと行政の橋渡しです。</p> <p>パートナーが必要とする情報を提供し, 担当部署へお繋ぎします。行政と対話する場合は, 必要に応じ同席し, 協働の効果が発揮できるようコーディネートします。</p> <p>「行政と対話したい」「具体的な提案をしたい」そんなパートナーをお待ちしております。</p>
--	---



第2部 市民協働の先進事例

1 石岡市まちかど情報センター

分類	地域活性化	形態	委託（指定管理）	担い手	NPO 法人
経緯	<p>【きっかけは：中心市街地が急速に空洞化し、街並みが寂しくなるのを防ぎたい】</p> <p>平成12年度に市が中心市街地活性化のため、空き店舗を活用し、まちかど情報センターを設置した際に、運営に市民団体「まちづくり市民会議」が参画。</p> <p>平成13年6月に「まちづくり市民会議」がNPO法人認証取得し、平成18年9月より、センターの管理運営を指定管理者として受託している。</p>				
概要	<p>市民サロン運営、インターネット体験、会議室の提供、自動交付機の設置、各種イベントの開催（音楽会、ギャラリー、寄席等）を通じて、石岡市の文化・教育・歴史・環境等に関する物的・人的資産の発掘と活用、中心市街地の活性化、市民コミュニティの推進を図り、石岡市の活性化を目指している。</p> <p>木曜日と年末年始以外の10時～20時に開所しており、入館等は無料である（一部有料）。</p>				
役割	<p>市、運営団体、市民での役割分担がされている。</p> <p>市は、指定管理料として、収入を差し引いた経費をまちづくり市民会議に支出している。</p> <p>運営団体であるまちづくり市民会議は、施設の企画運営、ホームページ等による情報発信、スタッフの確保及び配置、収入金の管理、個人情報管理などを行っている。</p> <p>市民は、まちづくり市民会議が企画するイベント等にボランティアとして協力する。</p>				
効果	<p>中心市街地に足を運ぶ機会の創出や市民同士の交流が創出され、地域間の繋がりが深まった。NPO法人が運営することにより、行政が運営する施設とは趣きが異なる施設運営が可能となった。</p>				



外観



インターネットコーナー

2 土浦市生きがい対応型デイサービス 悠遊庵「さんぽみち」

分類	福祉	形態	補助	担い手	市民（市民団体）
経緯	<p>【きっかけは：高齢者等の憩いの場を利用し、生きがいづくりに貢献したい】</p> <p>平成15年4月に、市が広報で開設者を募集した際に、現代表等が友人とともに応募した。</p>				
概要	<p>空き民家を改装した会場で、地域ボランティアの協力により、囲碁・麻雀・手芸・体操などの趣味活動や創作活動を通じ、高齢者の生きがいづくりや健康づくりに寄与するサロンを常勤2名、パート3名で運営している。</p> <p>60歳以上の方を対象に、月曜日から土曜日の9時から17時に開設しており、1日100円（お菓子代、保険料等）の利用料を徴収している。</p> <p>平成23年6月現在で、登録者835名おり、平成22年度の実績として7,300の方が利用している。</p>				
役割	<p>市、運営団体、市民での役割分担がされている。</p> <p>市は、施設運営費補助（人件費、賃借料等の会場運営管理費）、事業の広報、開設時の施設改修費を行い、運営団体は、施設の企画運営、スタッフの確保及び配置、会場確保、個人情報管理を行う。</p> <p>市民は、これまでの趣味活動や社会経験をサロンでのボランティア活動で還元する。</p>				
効果	<p>運営団体や市民ボランティアにとって、活動を通して地域への愛着心向上や社会貢献による生きがいが創出される。</p> <p>また、サロンに訪れる利用者との交流が深まることで、地域との繋がりが一層強いものになる。</p> <p>利用者である市民にとっては、誰かと話せる居場所、悩みを語り合う場所ができ、介護予防や新たな生きがいの創出に繋がっている。</p>				



案内板



サロンでの活動の様子

3 牛久市高齢者移送サービスモデル事業

分類	福祉, 交通	形態	委託	担い手	市民 (協力会員)
経緯	<p>【きっかけは:高齢者が外出しやすい環境を整えたい】</p> <p>平成18年度よりサービス開始。民間団体がやっていたサービスの一部を重度身体障害者移送サービスとして市社会福祉協議会が引き継いだ際に引き受けた車両等を兼用し、円滑に実施が可能であった。</p>				
概要	<p>高齢化の進んだ地区(牛久地区, 岡田地区)において, 地域のボランティアの協力を得て, 社協所有の車両を運転してもらい, 公共交通機関の利用が困難な所得の低い高齢者(65歳以上の市民税が非課税となる市民)の移動手段を確保する。</p> <p>利用に際しては, 事前登録が必要で, 1回150円(ガソリン代相当)を徴収する。</p> <p>平成22年度の実績として, 利用登録者は132人, 協力会員登録者は41人で, 1,620回の運行回数となっている。</p> <p>牛久モデル地区は市社会福祉協議会が, 岡田モデル地区はNPO法人らくらくが市から運行委託をされ, 実施している。</p>				
役割	<p>市(社会福祉課), 社会福祉協議会, 市民(協力会員)での役割分担がされている。</p> <p>市は, 社会福祉協議会と運行委託契約を締結し, 協力会員への謝礼(300円/回), コーディネーター(臨時職員1名)の費用, 車両の運行・維持管理費, 保険代, 消耗品等を支出している。</p> <p>社会福祉協議会は人員を配置し, 利用会員登録, 協力会員登録, 利用の受付, 送迎の調整, 利用料の徴収等を行う。</p> <p>市民(協力会員)は, 協力会員登録を行い, 社会福祉協議会及びNPOからの連絡に応じ, 利用者の送迎を行う。</p>				
効果	<p>民間路線バスやタクシーなど民間公共交通機関の補完として, コミュニティバスの運行や福祉タクシー助成制度といった移動支援を市が行っているが, 市民(協力会員)の協力により, 既存の公共交通機関, 市の移動支援サービスを利用しづらい方の移動手段の確保ができています。</p>				



4 コミュニティスクール「習志野市立秋津小学校」

分類	教育, 生涯学習	形態	共催	担い手	市民・地域
経緯	<p>【きっかけは:学校と地域住民が一体となり, 公正で透明な学校運営を実現したい】</p> <p>昭和55年の秋津団地入居開始時に学校も開校したが, 活動場所が無いため, 学校の校庭をラジオ体操やまつり会場として提供したのが始まりである。</p>				
概要	<p>秋津小学校では, 保護者や地域住民と教職員とが一体となった学校づくりを進めており, 千葉県初のコミュニティスクールとしての指定を受けている。</p> <p>学校施設をラジオ体操, まつり, 大運動会の会場としたり, 空き教室を「秋津コミュニティ」として365日地域住民に開放するなど, 地域活動の場にもなっている。</p> <p>また, ボランティアが読み聞かせを行ったり, ビオトープ[*]の建設や植栽・草刈といった学校環境整備に地域住民が積極的に関与するとともに, 学校側も学校運営協議会やパートナー会議を設置し, 地域住民と一体となった学校運営に努めている。</p> <p style="text-align: right;"><small>※野生の動植物が生態系を保って生息する環境 (広辞苑)</small></p>				
役割	<p>市・学校と市民・地域の役割分担がされている。</p> <p>市は, 施設の補修等のほか, 地域に求めたいことは, 住民へ広報するとともに, 学校運営協議会, パートナー会議なども通じて依頼している。</p> <p>一方, 市民や地域は, 学校から開放された施設は自主管理を行い, 学校側の要請に応じて, 学校支援, 環境支援, 安全支援, 情報支援といったグループに分かれ, 学校運営にできる限りの人的支援を行っている。</p>				
効果	<p>行政や学校にとっては, 学校を基地とした生涯学習の充実, 地域との交流が図られるとともに, 地域人材の活用及び人的支援により教師の負担軽減にも繋がっている。</p> <p>一方, 市民・地域にとっては, 子どもとの交流による生きがいや創出され, 人生や社会経験を教育活動に還元したり, 同好会の活動が公の活動になることにより, 地域への愛着心向上や社会貢献が図られ, コミュニティ活性化にも繋がっている。</p>				



学校1階の一部分を地域に開放



秋津コミュニティの活動の様子

第3部 市民協働のアクションプラン

市民協働の重点推進事項

パートナーと常総市の相互理解、 協働に関する理解を深める

フォーラムを開催することも、パートナーのやる気を促したり、理解を深めるためには必要です。

しかし、年1回の単発ではなかなか理解が進まず、細かな説明までは不可能です。

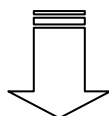
そのため、年間を通じ、継続した取り組みを実施し、パートナーや常総市の理解を深めていくことが必要不可欠です。

交流機会の創出、スキルアップ、 新たな担い手の発掘・育成

協働が活発になるためには、パートナーと常総市の相互理解だけでなく、パートナー間の交流も必要です。

また、新たな担い手を育成しない限り、活発化はもとより活動の継続性すら確保できなくなります。

合わせて、既存団体も他団体との交流や事務処理、引継ぎなどにより、絶えずレベルアップと活動の継続を図っていく必要があります。



第1歩として、市民協働に関して気軽に話し合い、相談できる場(仮称:協働寺子屋)をパートナーと常総市の協働により設置・運営することを目指します。

パートナーと行政が進める具体的な施策

施策1: 協働に対する理解を深める

施策名	具体的な内容	参考事例
協働に関する定期講座の開催	夜間や土日など希望者が参加しやすいような日程で有識者による定期講座を開催し、協働に関する理解を着実に深めます。	<静岡県牧之原市> 市民と行政で組織する「まきのはら協働推進会議」が主催し、まちづくり協働推進リーダーを育成する講座を開催しています。
協働に関する座談会の開催	有識者による講演、事例紹介、さらにパネルディスカッション等も含め、気軽に市民が参加できる座談会を開催し、協働の取り組みを市内に広めます。	<土浦市> 認定 NPO 法人茨城 NPO センターコモンズと行政の協働により、市内 3 地区で「地域づくりを考えよう!」と題したワークショップを 4 回、計 9 日間開催しています。
職員に対する研修会の開催	行政課題をテーマに有識者による講演会や事例紹介を行い、庁内に協働の取り組みを広めます。	<常総市, 鹿嶋市> 有識者を招き、職員を対象とした研修会を開催しています。
市民協働スタートブックの策定	パートナーと常総市が協働により、市民協働スタートブックを策定し、協働の背景や概念、取り組むにあたっての留意点を案内し、協働の理解を深め、スタートを踏むツールとなるよう活用します。	<八戸市, 八王子市, 仙台市> パートナーと行政が協働により、市民協働に関するハンドブックを市民向けあるいは職員向けに策定し、協働の理解を深めるツールとして活用しています。
市民協働マニュアルの策定	市民協働の実践にあたって、どうやって手順を踏めば良いのか紹介したマニュアルを策定し、円滑な協働事業の遂行に向けたツールとして活用します。	<愛知県小牧市> 平成 20 年度から市民と行政の協働ルールブック『実務編』の作成をパートナーと行政で組織する策定委員会で行っています。

【各主体の役割】

パートナー (市民, 市民活動団体, 事業者)	<ul style="list-style-type: none"> 定期講座や講演会等へ積極的に参加するよう努める。 地域の身近な問題に関心を持ったり、自分でできることは自分で行うなど、協働の担い手として意識改革を行い、行動する。 自分たちの考えに固まらず、説明責任を念頭に、行動する。
常総市	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、講演会等を企画、参加を促し、意識改革の機会を創出する。 市民はパートナーであること、協働の必要性を認識するなど、職員の意識改革を行い、市民に参画・参加を求め、協働事業を実施する。 説明責任や役割分担に留意しながら、事業を実施する。 一市民として、まちづくりに参画する。
協働で行うこと	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、フォーラム等の企画運営を行う。 市民協働マニュアルの策定を行う。

施策2: 自主的な広報広聴を進める

施策名	具体的な内容	参考事例
行政情報の発信	市のホームページや広報誌を活用し、常総市が行っている協働に関する取り組みの情報公開や発信を行うとともに、協働可能な事業、協働を求める事業の情報提供、協働実施事例の情報発信を行います。	<常総市> 広報常総やお知らせ版により、助成金、団体会員募集、イベント情報などを発信しています。ホームページでは、市民協働のまちづくりというコーナーを設け、協働事業の紹介などを行っています。
コミュニティサイトやメールマガジンの構築	現在は閉鎖しているコミュニティサイトの再構築を行い、協働に関する様々な情報発信を行います。 また、コミュニティサイトにアクセスしてもらえるよう、常総市やコミュニティサイトに登録を行った団体に対し、サイトの更新情報等を発信するメールマガジンの構築を行います。	<東京都東久留米市> パートナーと行政の協働による「東久留米市コミュニティサイト運営委員会」が主体となって、東久留米市コミュニティサイトを運営し、団体紹介や市内のイベント情報などを発信しています。
パブリックコメント制度やワークショップの活用	パブリックコメント制度やワークショップを活用し、常総市の計画等に市民意見が反映できるよう努めます。	<常総市> 市民生活に大きな影響を及ぼす案件について、パブリックコメントや説明会などを実施し、市民意見の聴取・反映を行っています。
団体情報の収集・提供	常総市にどのような団体が存在するか把握することが、情報発信や情報提供を行うためには不可欠であることから、常総市やコミュニティサイトに登録を行う団体を募集します。 また、登録団体の一覧を公開し、活動希望者の受け皿の確保と団体間の連携を図ります。	<守谷市> 市民活動支援センターに登録した団体をホームページにて紹介しています。 また、守谷市民活動連絡協議会を組織し、センター登録団体の交流・連携ができるような機会を設けています。
助成金等活動支援に関わる情報提供	財団法人等が公募している団体やNPO法人向けの助成金情報を発信し、行政からの自立を促します。	<守谷市> 市民活動支援センターのホームページ内において、現在募集中の助成金を紹介しています。

【各主体の役割】

パートナー (市民, 市民活動団体, 事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・能動的に情報収集を行い、所有する情報は積極的に公開する。 ・所有する情報は、団体や地域間で共有する。 ・行政に関心を持ち、行政というものの理解に努め、積極的に意見や提案を行う。
常総市	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーが求めているニーズを把握する。 ・パートナーがわかりやすい情報発信を行う。 ・市ホームページ、広報誌、コミュニティサイト等を利用し、行政が持っている情報を市民と共有する。 ・パブリックコメント制度、ワークショップ手法の取り入れ、まちづくり出前講座等により、市民意見の反映と行政に対する理解を深める。
協働で行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティサイトの企画運営をする。 ・団体情報の収集や提供をする。

施策3: 人材の育成・交流を進める

施策名	具体的な内容	参考事例
常総市とパートナーの交流機会の創出	市民活動センターや会議室を利用した常総市や市民との意見交換会、じょうそう井戸端会議、まちづくり出前講座の活用などを通じて、常総市とパートナーとの交流を行います。	<常総市> 一定数の団体の希望に応じ、市長が出向く井戸端会議、職員が出向く出前講座を行っています。
パートナー同士の交流機会の創出	パートナーとともに市民活動センターや会議室を利用した市民団体間の意見交換会、「協働見本市」と題した市民協働事例のパネル紹介などを企画・運営し、パートナー同士の交流を行います。	<東京都中央区> 協働ステーション中央の主催で、登録団体見本市「市民活動」大集合というイベントを行い、団体紹介や相談窓口の設置を行っています。
書類作成や会計処理の事務研修会の開催	助成金の申請書類作成方法や会計処理手順の研修会等を開催し、団体の事務処理能力向上や自立を促します。	<取手市> 年3回、有識者により、会計処理や書類作成の方法等の講習会を開催しています。
人材バンク制度の確立	市内で活躍する団体やNPOの代表者等をまとめた人材バンク制度を整備し、団体間の連携や行政以外での支援・相談の機会創出を行います。	<龍ヶ崎市> 生涯学習の広い分野で知識・技能・経験を持つ方に登録してもらい、情報を指導者や個人・団体等に提供しています。
NPO法人の育成	団体に対し、事務研修会を通じて事務能力の向上を促すほか、NPOに関する講座を開設し、NPOへの移行促進や理解浸透を図ります。	<山口県山口市> 市民活動支援センター主催により、NPOに関する基礎や事務等を学ぶNPO法人運営研修会を実施しています。
担い手の育成	退職された市民を対象に、(仮称)「お父さんお帰りなさいパーティー」と題し、団体の紹介や相談ブースを設け、新たな担い手の発掘を図ります。	<東京都八王子市> 団塊の世代やシニア世代の方に地域活動などを始めるきっかけづくりとして、「お父さんお帰りなさいパーティー」をこれまで10回開催しています。

【各主体の役割】

パートナー (市民, 市民活動団体, 事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ目的を持ち、共に行動できる仲間を見つける。 ・会計処理、事務処理について理解を深める。 ・団体組織内の役割分担を明確化し、組織として活動する。 ・積極的に事業に参加し、自らのスキルアップを図る。 ・多彩な人材と交流し、ネットワークを広める。
常総市	<ul style="list-style-type: none"> ・常総市とパートナー、パートナー同士の交流機会をつくる。 ・市民に対し段階的な研修会を実施し、専門知識の習得・向上を図る。 ・多彩な人材を発掘するとともに、各分野のプロを探し、共に汗を流す。 ・NPO法人や担い手となる人材の育成を行う。
協働で行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・交流機会の企画・運営、事務研修会の企画・運営。 ・担い手の育成。

施策4: 協働の推進体制を整備する

施策名	具体的な内容	参考事例
市民協働のまちづくり推進委員会の開催	常総市の市民協働に対する取り組み状況に対し、意見具申する市民協働のまちづくり推進委員会を開催します。	<常総市> 市民活動をされている方々に委員となっ ていただき、推進委員会を設置しています。
各種委員の公募	審議会や委員会等の委員公募を進めます。	<常総市> 総合計画や男女共同参画計画など、各種 計画策定時において、市内在住者から委員 を募っています。
庁内における協働推進体制等の確立	常総市の市民協働に対する取り組み状況に対し、職員が横断的に調査・意見具申するための組織を確立し、開催します。	<滋賀県大津市> 職員で構成する大津市職員協働推進本 部、推進会議等を組織し、職員の意識、 行政運営及び行政組織に関する改革、地 域における市民公益活動の活発化に向けた環 境整備などを検討しています。
常総市とパートナーによる受け皿づくり	困っていることなどについて相談、課題解決を図る場所として、パートナーと常総市による（仮称）協働寺子屋を設置し、パートナーが気軽に相談できる環境を設けます。	<兵庫県芦屋市> 受け皿づくりとして円卓会議の設置を検 討したが、市民活動センターに相談等を行 う場の役割を持たせている状況です。
市民活動センター等、活動拠点の設置・提供	市民団体等が自由に集まって活動、情報交換等を行う場として、市民活動センターを設置します。 なお、既に社会福祉協議会で市民活動センターを設置していることから、常総市と社会福祉協議会で調整することとし、運営は行政に限らず、民間団体等での公募も検討します。	<守谷市> 市民交流プラザ 2 階を市民活動支援セン ターとして自治会や登録団体等に開放して います。 またセンター内に職員を配置し、相談や 情報提供等を行っています。
市民提案制度の確立	市民協働のねらいの一つである市民団体等に行政サービスを担ってもらうことを目指すため、市民団体等による提案制度の確立を検討します。	<守谷市> 市民で組織された市民提案型協働事業発 表会実行委員会主催により、年 1 回発表会 を実施しています。
元気のみなもと（スタートアップ）補助金の周知・活用	市民団体等の初動期支援、新規事業支援を行う「元気のみなもと（スタートアップ）補助金」をより周知し、新たな市民団体等の育成と団体活動の活発化を推進します。	<常総市> 平成 21 年度より制度化し、これまで 2 団 体の初動期支援を行っています。

【各主体の役割】

パートナー (市民, 市民活動団 体, 事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる活動拠点等は積極的に提供するとともに市民活動センターの活用を行う。 ・委員としての参画, 市民活動センターの運営等に積極的に関与する。 ・行政ニーズと合致した提案を行うよう努める。
常総市	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に協働を進める体制をつくる。 ・パートナーが活動できる場を提供・確保するとともに、やる気のある人材を募集する。 ・パートナーが活動しやすいよう、支援業務や各種相談業務を横断的に行う。 ・行政サービスをパートナーが担えるような制度を確立する。
協働で行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員の公募・参画。 ・市民活動センターの企画・運営, 市民提案の審議。

常総市市民協働マニュアル策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民協働によるまちづくりの円滑な推進を目指し、市民、市民活動団体、事業者及び常総市の協働を推進するための具体的な方策として、常総市市民協働マニュアルの素案を策定することを目的として、常総市市民協働マニュアル策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とし、その結果を常総市長に報告するものとする。

- (1) 常総市市民協働マニュアルの素案策定に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、ボランティア活動の実践者、民間企業関係者、行政関係者等から構成する。
- 3 委員の任期は、常総市市民協働マニュアルの素案策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成22年 8月24日から施行する。

常総市市民協働マニュアル策定委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	横田 能洋	認定 NPO 法人 茨城 NPO センターコモンズ
副委員長	堀越 健太郎	ネットワーカー常総市（平成 23 年 4 月から）
委 員	秋田 禧侑	防犯協会常総地区豊田分会
	石川 結加	民間企業
	石塚 正子	きぬ（要約筆記サークル）
	石塚 理治	水海道中学校 元 PTA 会長
	大幡 伸子	スポーツインストラクター
	金田 大祐	寿亀山天樹院弘経寺住職
	五月女 安彦	農業
	深谷 和美	常総市社会福祉協議会
	山口 順子	常総絹西母親クラブ
	山崎 哲男	常総市商工会青年部
前副委員長	堀越 輝子	ネットワーカー常総市（平成 23 年 3 月まで）

会 議 経 過

回 数	実 施 日	主 な 内 容
第 1 回	平成 22 年 8 月 24 日	本委員会の位置づけについて
第 2 回	平成 22 年 9 月 28 日	市民協働マニュアルの目的と対象について
第 3 回	平成 22 年 10 月 26 日	市民協働の概要について
第 4 回	平成 22 年 11 月 16 日	協働に関するワークショップ
第 5 回	平成 22 年 12 月 14 日	協働事例紹介①（つくば市）
第 6 回	平成 23 年 1 月 24 日	協働事例紹介②（石岡市）
第 7 回	平成 23 年 2 月 14 日	市民協働マニュアルの構成について
第 8 回	平成 23 年 3 月 10 日	市民協働の具体的事業について
第 9 回	平成 23 年 5 月 18 日	素案（Ver 1）の協議
第 10 回	平成 23 年 6 月 21 日	素案（Ver 2）の協議
第 11 回	平成 23 年 7 月 4 日	素案（Ver 3）の協議
第 12 回	平成 23 年 7 月 27 日	素案（Ver 4, 4.2）の協議
第 13 回	平成 23 年 8 月 29 日	素案（Ver 5）の協議
第 14 回	平成 23 年 9 月 27 日	素案（Ver 6.2）の協議
第 15 回	平成 23 年 10 月 12 日	素案（Ver 7）の協議
第 16 回	平成 23 年 11 月 10 日	素案（Ver 8）と周知方法の協議
第 17 回	平成 23 年 12 月 12 日	最終案の確認及び素案の完成

私の協働宣言 ～編集後記に代えて～

協働は、語るより実践。まず本音で話せる仲間関係をつくること。1年以上の討議で関係の土台はできたので、何が課題で何ができるか、具体的につめて形にしていきたい。

自分としては、地域に暮らすブラジル人の方々の地域参加を考えていきたい。

◆横田 能洋◆

市民協働スタートブックが多くの市民の方々に伝わり、各種団体の枠を超えて一人ひとりがまちを考え、少しでも活動が活発になることを願っています。

◆堀越 健太郎◆

約1年半の会合の中で未熟者のいるおかげで事務局をはじめ皆さんには、ご指導いただきましたこと感謝いたします。

協働は、市民側と行政側の両面からの情報を把握することが重要課題であると思います。

◆秋田 禧侑◆

人と人との関わり=協働

普段の生活の中で常に協働は行われています。常総市を更に素晴らしい街にしたいです！！

◆石川 結加◆

障がいのある方、健常者、互いに手を携え社会参加できる事に、このスタートブックがお役に立って頂ければと願っております。

◆石塚 正子◆

それぞれが理想の町を思い描き、それを実現する為に自分に何ができるのかを考える。

それぞれ協働！
いざ協働なう

◆石塚 理治◆

行政と市民が協力して常総市をつくる必要性や魅力を強く感じました。それを多くの方にも知って頂きたいと思いますので、今後も微力ながら、自分の可能な時間において協力できればと思っております。

◆大幡 伸子◆

市民協働は今後ますます重要になると思います。

市民協働課の職員の皆様のご活躍を心より念じ申し上げます。

◆金田 大祐◆

協働は行政、市民、事業者の方々がそれぞれの立場に立って、自分の与えられた役割を十分果たす事によって実現できると思います。

これからの常総市の街づくりに貢献したいと思います。

◆五月女 安彦◆

協働は楽しくまちづくりに参加するための方法です。

まちを良くしたいという想いを一緒に形にしていきたいと思います！

◆深谷 和美◆

行政と市民がお互いの立場を理解しながら協働（コラボレーション）をして、より良く楽しい常総市ライフを送れる様にしたいと思います。

◆山口 順子◆

この委員会での出会いを生かすときが、協働のときだと思います。

地元知り合いが増えるのは楽しいですね。

◆山崎 哲男◆

みんなで作る まちづくり
JOSSO
ひろがる
つながる
～市民協働スタートブック～
Ver.1



発行／平成24年4月

発行者／常総市

作成者／常総市市民協働マニュアル策定委員会

表紙／茨城県立水海道第一高等学校 美術部 恵田 稔子

裏表紙／茨城県立水海道第一高等学校 美術部 岩上 千遥

事務局／常総市 市民生活部 市民協働課

〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

TEL 0297-23-2111(代) FAX 0297-23-8864

e-mail shiminkyodo@city.joso.lg.jp